

雑所得の経費



計算ルール & 仕訳ガイド

※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2025年12月作成時点のものであり、変更される可能性があります。ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。

雑所得の計算と経費の基本ルール

雑所得とは、給与所得や事業所得など、所得税法で定められた他の9種類の所得区分に当てはまらない所得（事業所得にならない副業報酬、公的年金等）を指します。「業務に係る雑所得」の所得金額は、以下の計算式で算出します。



計算式

総収入金額 - 必要経費 = 雑所得の金額

これらを給与所得などと合算して税額を計算します。

経費の範囲と家事按分とは

経費として認められるのは「収入を得るために直接要した費用」に限ります。自宅兼事務所の家賃や通信費など、プライベートと兼用する支出は、業務使用分（面積や時間）のみを経費計上します。これを家事按分（あんぶん）といいます。

✓ 家事按分の計算例

- 家賃：月10万円
- 業務使用面積：30%

➡ 経費計上額：10万円 × 30% = 3万円

費目	経費になるものの例	家事按分の考え方
消耗品費	PC周辺機器、文房具、梱包材	業務専用なら全額。兼用なら使用時間等で按分。
通信費	ネット回線、スマホ代、サーバー代	使用時間やデータ通信量で業務割合を算出。
地代家賃	自宅兼作業場の家賃	業務で使用している床面積の割合などで計算。
旅費交通費	打ち合わせへの電車賃、タクシー代	業務遂行に直接必要な移動のみ全額計上可能。
広告宣伝費	Web広告費、アフィリエイト手数料	業務専用であれば全額経費。
減価償却費	単価10万円以上のPCや機材	耐用年数に応じて数年にわたり分割して経費化。

雑所得の仕訳の仕方

雑所得の計算は、現金の動きではなく「取引が確定した日」を基準にする**発生主義**で行います。

売上の仕訳例

12月に納品し、入金が翌年1月の場合、12月の売上として計上します。

- 12月（納品時）： 借 売掛金 50,000 / 借 売上 50,000
- 1月（入金時）： 借 普通預金 50,000 / 借 売掛金 50,000

経費の仕訳例

クレジットカード払いは、引き落とし日ではなく「購入日」に計上します。

- 購入時： 借 消耗品費 10,000 / 借 未払金 10,000
- 引落時： 借 未払金 10,000 / 借 普通預金 10,000

事業所得か雑所得か

副業収入が「事業所得」か「雑所得」かの判定は、**帳簿書類の記録および保存状況**が重視されます。

● 記帳・帳簿保存なし ➡ 原則として**雑所得**

● 記帳・帳簿保存あり ➡ 原則として**事業所得**

雑所得であっても前々年の業務収入が300万円を超える場合、領収書等の書類保存（5年間または7年間）が義務付けられています。

参考 | 「個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存について」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kojin_jigyo/index.htm（参照日 2026.01.28）

マネーフォワード クラウド確定申告を利用して確定申告を進める方に向けて、
動画やサポートサイトなどをご用意しております。ぜひ、併せてご参考くださいませ。

01

確定申告 はじめてガイド



雑所得や控除の申告に役立つ、確定申告書を提出するまでの流れについてご説明したサポートガイドを用意しております。

ガイドを見る >

02

動画で学ぶ マネーフォワード クラウド 確定申告



動画で、マネーフォワード クラウド確定申告の機能を学べるページをご用意しております。また、**確定申告の基礎について理解**できるような、**YouTube動画も用意しております**ので、ぜひご活用ください。

動画を見る >

03

クラウド確定申告 コラム

初心者の方も悩まず、安心! クラウド確定申告コラム

読む前にもう確認！クラウド確定申告のコツやポイントを伝えます

マネーフォワード クラウド確定申告についてのお問い合わせの中から、お客様が悩みやすい箇所についてコラム形式でご案内しています。確定申告書の作成にお役立てください。**仕訳の考え方や、勘定科目登録のコツ**など会社員の方にも役立つ内容をまとめております。

コラムを見る >